

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社半澤組
代表者及び住所 福井県坂井市三国町三国東6-5-13
代表取締役 半澤 政人
2. 指名停止措置期間 : 令和6年12月18日から令和7年1月17日まで(1ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社半澤組が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反に問われ、令和3年12月1日に福井簡易裁判所より同社代表者及び使用人が罰金刑の略式命令を受けていた事実が判明したものである。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社半澤組の代表者及び使用人が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に違反し、罰金刑の略式命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)